

令和3年度第4回兵庫労働局公共調達監視委員会議事概要

令和3年度第4回公共調達監視委員会を令和4年2月3日（木）に兵庫労働局会議室において開催しました。

その審議の内容は下記のとおりです。

1 審査対象期間 令和3年10月1日～令和3年12月31日

2 前回の公共調達監視委員会活動状況報告について

令和3年12月21日開催の公共調達監視委員会の活動状況については、審査案件13件について報告書としてまとめています。

3 公共調達審査会審議結果報告（公共調達審査会委員長）

令和4年1月19日に開催しました公共調達審査会は、委員3名全員の出席により、対象期間が令和3年10月1日から同年12月31日の間の契約締結案件15件全てを審議した結果、全案件について適正な処理であると判断しました。

4 抽出結果の報告（抽出担当委員）

抽出担当委員より、対象期間は令和3年10月1日から同年12月31日までの間の対象案件15件全てを審議の対象とする報告がなされた。

5 対象案件の審議

事務局より、一般競争入札案件13件のうち、8件までを公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って説明。

委員 競争入札案件通番3「令和3年度各労働基準監督署・公共職業安定所清掃業務委託契約（南西部）」について、日常の清掃業務で役務不履行のために契約を解除したということですか。

局 その通りです。1年間の通常契約を結んでいましたけれどもその序盤に契約解除となってしまったものです。

委員 予定価格は半期分なので半分にはならないのですか。

局 はい。1年間というボリューム（清掃に係る仕事量）を単にそれを半年分だから半分にして行くという質のものではありませんでしたので、また、事業者も異なった業者ですので、半分強ぐらいの予定価格に設定しております。

委員長 落札率が比較的低いですね。ということは、やはり全体的に少し予定価格が高かったということではないのでしょうか。

局 はい。結果としては言えます。

実は、このような清掃業務において、半年での契約を結ぶということについての経験が正直ありませんでした。また、役務不履行による契約解除そのものも初めてでしたので、結果こういうことになりました。

委員 競争入札案件通番 1「伊丹労働総合庁舎トイレ改修工事設計業務委託契約」及び「雇用保険電子申請事務センター入居工事設計業務」について、落札率の低さの原因というところは資料に記載されていますが、設計業務は総じて安くなるものなのでしょうか。

落札率が低かったということは、予定価格が高すぎたのか、企業が努力したかのどちらかになると思います。

局 予定価格は、国交省が示している「設計業務委託等技術者単価」基準をもとに計算され、あと設計で図面がどの程度の枚数が必要かを想定して決まってくるものです。そのため、想定される枚数によっては予定価格が変わると思いますが、過去に同じような設計業務の中で選定されている図面の種類及び枚数をもとに積算しており、さらに企業努力もあったと思います。

落札された事業者を確認したところ、例えば伊丹庁舎の場合ですと、事業者が庁舎の近くのため移動に係る経費がほぼ要しないため、その分考慮しているとのことであり、また、雇用保険電子申請事務センターの事業者では、過去に同じ合庁の設計をしたことがあって、あらかたのことは知っ

ているのでということでした。

委員 理解しました。

委員長 競争入札案件通番 6「兵庫労働局外 7 施設における什器類購入契約」について、同等品としての取り扱いについてはほとんどが「可」ですが、一部のみ「不可」となっているのは何故ですか。

局 添付の資料であります「仕様書」をご覧ください。
同等品不可になっていますのは、17 番の物になりまして、これは特定の物品に取り組みができなければいけないという意味で「不可」にしております。本体に付くパーツでいわゆる「回転椅子用キャスター」になります。それ以外は全て同等品「可」にしています。

委員長 椅子用のキャスターですね、よくわかりました。

委員 什器類の耐用年数は何年ぐらいですか。

局 一般的な什器では 15 年というものですが、15 年で使えなくなったりはしませんので、物によっては 20 年使っている什器類もあります。

委員長 これまで使用した物は業者に引き取らせるということでしょうか。

局 はい。その通りです。

委員 廃棄費用は含まれるものなのですか。

局 含まれています。

事務局より、競争入札案件の残り 5 件と随意契約案件 2 件について、公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って説明。

委員 随意契約案件通番1「但馬労働基準監督署エレベーター機能維持工事」について、オーチスエレベータが設置されているということですが、これは本来の例えば年1回などの定期点検が実施されていなかったということですか。

局 いいえ。毎年契約して実施しています。
その中で機能維持に必要な部品を交換してくださいという報告がありますので、それに基づいた工事となります。

委員 点検は、毎年契約されており、業者はオーチスエレベータですか。

局 はい。

委員 契約金額の500万円は点検価格込みなのでしょうか。それとも装置の交換のみなのでしょうか。

局 装置交換のみで1基分となります。

委員 毎年その500万とは言わないまでも、それなりの金額が随意契約として支出されるということですか。

局 保守契約に関しましては、見積合わせです。
過去にオーチス以外の事業者だったこともありますので、そういった事業者にもお声かけをして見積もりに参加していただき、最終的にはオーチスエレベータが多いです。

委員長 そうすると相見積をとるということですか。契約はオーチスエレベータということですか。

局 いいえ。
他の事業者で安いところがあればその事業者との契約になります。

委員長 エレベーターを設置したメーカーがずっと契約して行くものではないということですか。

局 はい。10年程前は入札を行っていましたが、オーチスエレベータ1者のみの入札であり、何年か前に大阪の業者が入札に参加され、その業者と契約を行った経緯があります。翌年にはオーチスエレベータに戻ったということがありました。

委員長 この委員会でよく話題になる複合機ですが、一旦機器を採用すると、その後保守など全て毎年同じ事業者が行っているようですがそれと同じではないということですね。

局 はい。

以上

6 審議結果（委員長）

本日、審議を行った案件について、特に不適切又は改善すべきと思われる点はなかったと思いますが、両委員ともご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、設置要綱第5条第4項のとおり、委員の多数をもって決したと認めます。

また、同要綱第5条第2項により、本日の審議内容を兵庫労働局長へ報告するとともに議事の概要を公表、ホームページへ掲載することとします。

7 閉会